

平成 30 年 夏の交通安全県民運動

実施要綱

一杯で 消える未来と 消せぬ罪

—平成 30 年 7 月 11 日(水) ~ 7 月 20 日(金)—



平成 29 年度 J A 共済交通安全ポスターコンクール (J A おきなわ特別奨励賞)

嘉手納中学校 3 年生 (受賞時) 知念 萌 さんの作品

沖縄県交通安全推進協議会

平成 30 年夏の交通安全県民運動 実施要綱

第 1 目 的

本運動は、広く県民に交通安全思想の普及・浸透を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付けるとともに、県民自身による道路交通環境の改善に向けた取組を推進することにより、交通事故防止の徹底を図ることを目的とする。

加えて、夏場は飲酒絡みの交通人身事故が増える傾向にあることから、同運動期間中は県民に対し“飲酒運転をしない、させない、許さない”社会環境作りに向けた取組を強化する。

第 2 期 間

平成 30 年 7 月 11 日（水）から同年 7 月 20 日（金）までの 10 日間

第 3 主 唱

沖縄県交通安全推進協議会

第 4 推進機関・団体等

別紙 1 「沖縄県交通安全推進協議会推進機関・団体」（以下「推進機関・団体」という。）のとおり。

第 5 運動のスローガン

「一杯で 消える未来と 消せぬ罪」

第 6 運動の重点項目

【重点 1】飲酒運転の根絶（夏場の暑さと開放感から増える飲酒機会に注意！）

【重点 2】二輪車の交通事故防止（マナーアップの推進）

【重点 3】子供と高齢者の交通事故防止（特に、歩行者事故の防止）

第 7 運動の重点に関する主な推進項目

1 【重点 1】「飲酒運転の根絶（夏場の暑さと開放感から増える飲酒機会に注意！）」に関する推進項目

平成 29 年中の飲酒絡みの人身事故は 82 件で、全人身事故（5,168 件）に占める割合（1.59%）は、全国ワースト 4 位、また飲酒絡みの死亡事故は 5 件で、全死亡事故（44 件）に占める割合（12.2%）も、全国ワースト 3 位となっているほか、飲酒運転検挙数は 7 年ぶりに 2,000 件を超え、人口千人当たりの飲酒運転の検挙件数は全国平均の約 6.8 倍となるなど、依然として憂慮すべき状況にある。

また、夏場は暑さと開放感から、ビーチパーティー等で飲酒する機会が増えると思

われ、飲酒運転やそれに伴う飲酒絡みの交通事故も増える傾向にある。そのため、本運動期間は広く県民に対し、飲酒運転の悪質性や危険性、アルコール等の知識、被る代償などを訴えて意識変化を促すとともに、「沖縄県飲酒運転根絶条例」に基づき県、県民、事業者等が一体となって飲酒運転の根絶を図るため、次の項目を推進する。

- (1) 飲酒絡み交通事故被害者等の声を反映した広報啓発活動等を通じ、飲酒運転の根絶に向けた地域、職場、家庭等における飲酒運転を絶対に許さない環境づくりの促進
- (2) 飲食店等におけるハンドルキーパー運動、運転代行利用の促進及び飲酒運転をすることになるおそれのあるものに対する声掛け等の励行
- (3) 飲酒運転の悪質性・危険性、アルコール等の知識や被る代償等の周知を図り、飲酒運転をしない意識作りを促す。
- (4) 自動車運送事業者をはじめとする事業所による点呼時におけるアルコール検知器の使用等、飲酒運転の根絶に向けた取組の励行
- (5) 翌日の運転に支障のない適量飲酒に関する啓発（二日酔い運転の防止）
- (6) 飲酒運転をしている者又は飲酒運転をすることになるおそれのある者に対し、飲酒運転をしないよう声掛けをするなど状況に応じた適切な対応を講ずる取組を促す。

2 【重点2】「二輪車の交通事故防止（マナーアップの推進）」に関する推進項目

平成 29 年中の二輪車乗車中の死傷者数は 1,247 人で、全死傷者数（6,189 人）の 20.1%を占め、全国の割合（10.5%）の約 2 倍の数値となっているほか、二輪車乗車中の事故は夏場に多く発生する傾向にあることから、二輪車の安全利用を促進し、二輪車利用者の交通安全意識の高揚（マナーアップ）を図るため、次の項目を推進する。

- (1) 交差点における一時停止、安全確認の徹底
- (2) スピード超過、走行時及び渋滞時のすり抜け、路肩走行、無理な追い越しや車線変更、走行中の携帯電話使用等無謀運転に対する危険性の周知徹底
- (3) 適正なヘルメット着用（あごひもの装着等）の徹底とプロテクター装着の促進
- (4) 二輪車の点検整備など適正な保守管理の促進
- (5) 二輪車安全運転 5 則（別添「各種運動のスローガン」参照）の徹底
- (6) 家庭・地域ぐるみによる暴走族三ない運動（暴走行為をしない、させない、見に行かない）の徹底

3 【重点3】「子供と高齢者の交通事故防止（特に歩行者事故の防止）」に関する推進項目

少子化が進む昨今、平成 29 年中の本県における中学生以下の子供が関連する交通

人身事故は、事故全体の約 7.8% (405 件) となっており、前年度 (431 件) より減少している。一方、高齢者が関連する人身事故は 10 年前 (平成 19 年) と比較すると約 1.1 倍の増加 (平成 29 年中 1,425 件・事故全体の 27.6%) となっている。

次代を担う子供のかげがえのない命を社会全体で交通事故から守ること及び増加傾向にある高齢者関連の交通事故を防止するため、子供とその保護者及び高齢者の交通安全意識の高揚を図るとともに、一般の運転者、その他の交通参加者の子供と高齢者に対する保護意識の醸成を図るため、次の項目を推進する。

- (1) 通学路等における幼児・児童の安全の確保
 - ア 安全に通学路等を通行するための幼児・児童とその保護者に対する交通安全教育、広報啓発の促進
 - イ 通園・通学時間帯における街頭での幼児・児童に対する交通安全指導、保護・誘導活動の徹底
 - ウ スクールゾーンや通学路等における幼児・児童の安全な通行を確保するための交通安全総点検の促進
- (2) 幼児・児童の自転車乗用時における乗車用ヘルメット着用と幼児二人同乗用自転車の安全利用の促進
- (3) 子供と高齢者に対する思いやりのある運転の促進
- (4) 参加・体験・実践型の交通安全教育等の推進による交通ルール・マナーの理解向上と安全行動の促進
- (5) 夕暮れ時と夜間における歩行中・自転車乗用中の反射材用品等の着用の促進
- (6) 高齢者自身による身体機能の変化の的確な認識とこれに基づく安全行動の促進及びあらゆる機会を捉えた加齢等に伴う身体機能の変化が交通行動に及ぼす影響などの安全指導の徹底
- (7) 高齢運転者等が安全に自動車等を運転できるか個別に相談することができる運転適性相談窓口や、運転免許証の自主返納制度及び返納者への支援制度の周知
- (8) 75 歳以上の高齢運転者に対する改正道路交通法の内容について、高齢運転者やその家族への周知の徹底
- (9) 街頭での高齢の歩行者・電動車いす利用者・自転車利用者に対する交通安全指導、保護・誘導活動の促進
- (10) 70 歳以上の運転者について高齢運転者標識 (高齢者マーク) の使用促進と、高齢者マークを表示している自動車に対する保護義務の周知徹底
- (11) 「自転車安全利用五則」を活用した自転車利用者に対する交通ルール・マナーの周知徹底

第8 運動の実施要領

運動の実施に当たっては、現在の交通事故情勢が県民に正しく理解・認識され、上記第6・第7に掲げた運動の最重点・重点項目及び推進項目の趣旨が県民各層に定着して、県民一人一人が交通ルールを守り、交通マナーを実践するなど交通事故の防止に寄与するよう、以下の要領に従い効果的に運動を展開するものとする。

1 推進機関・団体における実施要領

- (1) 推進機関・団体は、相互間のもとより関係機関・団体等との連携を密にし、支援協力体制を保持するとともに、具体的な実施計画を策定し、推進体制を確立するものとする。
- (2) 推進機関・団体は、組織の特性を活かして地域住民が参加しやすいように創意・工夫し、以下のような諸活動を展開又は支援するものとする。
 - ア 自動車教習所等の練習コース、視聴覚教材、シミュレーター、シートベルトコンビンサー等を活用した参加・体験・実践型の各種交通安全教育の実施
 - イ 展示物等各種媒体を活用した街頭キャンペーン、交通安全指導、保護・誘導活動の実施
 - ウ 交通安全教材や地域の交通事故実態と特徴が容易に理解できる各種資料(交通事故統計、広報啓発資料等)の提供
 - エ 有識者、交通事故被害者等による交通安全シンポジウムの開催
 - オ 交通安全に関する作文、標語等の募集と活用
- (3) 推進機関・団体は、交通安全キャンペーンや交通安全教育等を通じて反射材用品、明るい目立つ色の衣服等の着用の必要性、自転車安全利用五則の周知徹底、シートベルトとチャイルドシートの着用効果、飲酒運転の悪質性・危険性に関する広報啓発活動を展開するものとする。
- (4) 推進機関・団体は、新聞、テレビ、ラジオ、インターネット、広報車、地域ミニコミ紙等、各種の媒体を活用して対象に応じた広報啓発活動を活発に展開するとともに、これらの各種メディアに対し、運動の最重点・重点項目を効果的に推進するための関連情報はもとより、交通事故実態に応じた事故防止対策を的確に推進するための情報提供を積極的に行い、交通安全意識の高揚を図るものとする。



着用推進シンボルマーク
「カチャピョン」

なお、チャイルドシート使用に関する各種広報等に当たっては、「チャイルドシート着用推進シンボルマーク」を活用した効果的な推進を図るものとする。

- (5) 推進機関・団体は、所属の全職員に対し、本運動の趣旨及び最重点項目等を周知さ

せ、飲酒運転をしない、させないことはもとより、反射材用品等の着用、全ての座席におけるシートベルトの着用や自転車乗用時の交通ルールの遵守など、職員自身が率先して模範的な交通行動を示すよう特段の配慮をするものとする。

- (6) 市町村は、事前に運動の趣旨等について広く住民に周知し、市民参加型の交通安全運動の充実・発展を図るとともに、住民本位の運動として展開されるよう、民間団体、交通ボランティア等との幅広い連携を図りつつ地域の交通事故実態、住民や交通事故被害者等のニーズ等を踏まえた実施に努めるものとする。

また、高齢化が進む交通ボランティアの活性化と若者の交通安全意識の向上を図るため、各種交通安全キャンペーン、街頭監視・指導活動等への若者の参加促進に努めるものとする。

これらを踏まえ、以下のような諸活動を展開又は支援するものとする。

ア 地域、家庭等における実施要領

自治会、町内会、老人クラブ等との連携による世代間交流を視野に入れた参加・体験・実践型の交通安全教室等を開催するとともに、住民を主体とした交通安全総点検、ヒヤリ地図の作成等を実施し、住民側から見た交通上の危険箇所等を積極的にくみ上げ、その把握と解消に努める。

また、家庭内における話し合いを通じて、交通安全意識を高めるとともに、保護者や家族が自ら納得して安全な交通行動を実践することができるよう、通学路等での交通事故の発生状況等身近な交通事故実態、反射材用品・明るい目立つ色の衣服等の着用効果、自転車の安全利用等、必要な資料・情報の提供を行う。

さらに、交通安全教育を受ける機会の少ない高齢者を中心に、家庭訪問による個別指導等の高齢者と接する機会を利用した交通安全指導が地域ぐるみで行われるよう努める。

イ 保育所、幼稚園、小学校等における実施要領

保護者、保育士、教師等との連携により、子供と保護者が一緒に学ぶ参加・体験・実践型の交通安全教室等を開催して、歩行中の安全な通行方法や「自転車安全利用五則」を活用した自転車の安全利用等の交通ルールの理解及び交通マナーの向上を図るとともに、保護者に対して幼児二人同乗用自転車の安全利用と幼児・児童の自転車乗用時における乗車用ヘルメット着用を促進するほか、自動車乗車中におけるチャイルドシート正しい使用の徹底を図る。

また、保護者等を交えた交通安全総点検、ヒヤリ地図の作成等を実施し、子どもの目線から見た通学路等における交通上の危険箇所の把握と解消に努める。

ウ 高齢者福祉施設等における実施要領

施設責任者、医師、看護師等との連携により、参加・体験・実践型の交通安全教室等を開催し、反射材用品・明るい目立つ色の衣服等の着用効果等について理

解を深め、活用を促すとともに、歩行中や自動車及び自転車乗用中の安全な交通行動等について指導を徹底する。

また、関係者等を交えた交通安全総点検、ヒヤリ地図の作成等を実施し、高齢者から見た交通上の危険箇所の把握と解消に努める。

エ 職域における実施要領

職場の管理者、安全運転管理者、運行管理者等との連携により、事業所等の業務形態に対応した交通安全教室等を開催し、飲酒運転等による交通事故の実態及び悪質性・危険性の周知、シートベルトの着用効果の理解促進及び全ての座席における着用の徹底等職域における交通安全意識の向上を図る。また、社内広報紙(誌)を活用した積極的な広報啓発活動や職域の職員による地域の各種交通安全啓発活動への参加を促進するため、安全運転や交通事故情勢に関するきめ細かな情報提供を行う。

2 協賛団体における実施要領

協賛団体は、推進機関・団体を始め他の関係機関・団体等との連携を密にして、地域と一体となった運動が展開されるよう上記1に準じ、組織の特性に応じた取組を推進するとともに、職員に対して本運動の趣旨等を周知し、職員自身が率先して模範的な交通行動を示すよう特段の配慮をするものとする。

第9 運動の実施事項

1 運転者の実施事項

- (1) 飲酒運転の危険・反社会性を十分認識し、「少しの距離だから、これくらいの量なら大丈夫」等という気持ちを捨て、飲酒運転は絶対にしないとの強い信念を持つこと。(事故を起こしたときの代償が大きいことの認識)
また、翌日に自動車を運転する予定がある場合には、飲酒を控える。(二日酔い運転の防止)
- (2) 無謀運転、暴走行為の反社会性を自覚し、正しい交通マナーを実践することにより人に優しい運転を心がける。
- (3) 「高齢運転者標識(高齢運転者マーク)」を付けた車両や高齢歩行者の保護に徹した「高齢者への思いやり」を基調とした安全運転を励行する。
- (4) 高齢運転者は、参加・体験・実践型等の交通安全教育や運転適性診断を積極的に受け、自分自身の運転適応能力に応じたゆとりのある運転を励行する。
- (5) シートベルトを自ら正しく着用するとともに、助手席同乗者だけでなく、後部座席同乗者にも正しく着用させる。
- (6) 幼児・児童を同乗させる場合は、子供の体格に合ったチャイルドシート等を正しく装着させる。
- (7) 歩行者や対向車に自車の接近を知らせるために「見せること、見られること」の「早めのライト点灯」を励行する。

- (8) 対向車や先行車がない状況においては、走行用前照灯（いわゆるハイビーム）の使用を心がけ、夜間の交通事故防止に努める。
- (9) 運転中のスマートフォン操作等、いわゆる「ながら運転」をしない。
- (10) 走行中の車間距離に注意し、優先妨害、割り込み等の事故を常に意識して運転に臨む。
- (11) 二輪車の運転者は左折時の巻き込みや、右折車と直進車による事故には十分配慮すること。また、二輪車安全運転5則を遵守し、渋滞時及び走行時のすり抜けや、無理な車線変更等危険な運転をしない。

2 地域・家庭における実施事項

- (1) 速度超過等無謀運転や飲酒運転の危険性・迷惑性・反社会性、事故の及ぼす影響の大きさについて家族で話し合い、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付ける。
- (2) 自動車(二輪車)で出かける際は、速度超過等無謀運転や飲酒運転を絶対にしないよう、また、シートベルト・チャイルドシート、二輪車はヘルメットを着用するよう、家族、友人等の同行者がお互いに声かけを励行する。
- (3) 各種行事を通じて、飲酒運転、無謀運転等の危険性・迷惑性・反社会性や、事故を起こしたときの責任の重大性について認識させ、飲酒運転・無謀運転等を許さない気運の醸成を図る。
- (4) 地域で行う会合等で交通事故被害者の声、体験を生かした啓発活動を推進し、飲酒運転・無謀運転等の追放気運の醸成を図る。
- (5) 各種行事・会合や家庭向け広報媒体（回覧板、チラシ）を活用し、早めのライト点灯と反射材の必要性についての啓発に努める。
- (6) 高齢者に接するあらゆる機会を利用して、交通安全思想の普及に努めるとともに、高齢者と暮らす家族の役割の重要性を理解し、家庭における交通安全教育を実践するほか、外出時の声かけなどに努める。
- (7) 家族ぐるみで交通安全講習会へ積極的に参加するなど、飲酒運転の危険性、歩行時の事故状況、交差点事故状況等をよく理解し、交通安全について家族ぐるみで配慮する。
- (8) 運転中・歩行中のスマートフォン操作等、いわゆる「ながら運転」、「歩きスマホ」について、危険性を認識する。

3 職場における実施事項

- (1) 事業所等において、交通安全講習会等を開催する際は、子供と高齢者を交通事故から守る意識の高揚を図る。
- (2) 事業所等において、高齢運転者の健康増進を図るとともに、高齢運転者に対しては、運転適性診断等の一層の活用を努め、交通事故防止を図る。

- (3) 事業所等の管理者は、朝礼、日常点検等の機会をとらえ、従業員に対しシートベルト及びチャイルドシートの正しい着用について繰り返し指導し、事業所総ぐるみで着用の習慣付けを図るとともに、社内広報紙（誌）等を活用し啓発に努める。
- (4) あらゆる機会を利用し、早めのライト点灯の効果、必要性について啓発し、職場ぐるみで、「早めのライト点灯」の環境作りに努める。
- (5) 朝礼や会議等の人が集まるときに、飲酒運転の悪質性、危険性及び反社会性を各人に認識させるとともに、アルコールや体調チェックを行うなど自らの職場から飲酒運転者を絶対に出さない等飲酒運転の追放気運醸成を図る。
- (6) 対向車や先行車がない状況においては、走行用前照灯（いわゆるハイビーム）の使用を心がけ、夜間の交通事故防止に努めるよう周知を図る。
- (7) 運転中・歩行中のスマートフォン操作等、いわゆる「ながら運転」、「歩きスマホ」について、危険性の周知を図る。

4 推進機関・団体における実施事項

別紙2「推進機関・団体の実施事項」のとおり。

第10 報告

各市町村交通安全推進協議会（各市町村）は、本運動の実施結果を「別記様式」により、平成30年8月10日（金）までに、沖縄県交通安全推進協議会幹事長（沖縄県子ども生活福祉部消費・暮らし安全課長）に報告するものとする。

なお、本運動に関する施策等でマスコミ等から大きな反響を得たものについては、当該新聞記事等を添えて、その都度、報告するものとする。

沖縄県交通安全推進協議会 推進機関・団体 【順不同】

官公庁

沖縄県
市町村
沖縄県警察
沖縄県教育委員会
沖縄県市長会
沖縄県町村会
内閣府沖縄総合事務局
在沖縄自衛隊
沖縄労働局
沖縄気象台

交通・運輸関係団体

公益財団法人沖縄県交通安全協会連合会
西日本高速道路(株)九州支社沖縄高速道路事務所
沖縄県交通安全母の会連絡協議会
公益社団法人沖縄県トラック協会
一般社団法人沖縄県バス協会
一般社団法人沖縄県ハイヤー・タクシー協会
沖縄県個人タクシー事業協同組合
沖縄中部個人タクシー事業協同組合
那覇個人タクシー事業協同組合
琉球個人タクシー事業協同組合
一般社団法人沖縄県レンタカー協会
一般社団法人日本自動車連盟沖縄支部
一般社団法人沖縄県指定自動車学校協会
沖縄県自動車販売協会
沖縄県中古自動車販売協会
沖縄県軽自動車協会
沖縄県二輪車普及安全協会
沖縄県自転車商協同組合
一般社団法人沖縄県自動車整備振興会
沖縄県自動車整備商工組合
軽自動車検査協会沖縄事務所
独立行政法人自動車事故対策機構沖縄支所
自動車安全運転センター沖縄県事務所
日本道路交通情報センター那覇センター
損害保険料算出機構沖縄自賠責損害調査事務所
一般財団法人沖縄県自動車標板協会
一般社団法人全国道路標識・標示業協会沖縄支部
私鉄沖縄県労働組合連合会
沖縄都市モノレール株式会社

教育関係団体

沖縄県小学校長会
沖縄県中学校長会
沖縄県高等学校長協会
沖縄県幼稚園協会
沖縄県私立保育園連盟
一般社団法人沖縄県PTA連合会
沖縄県高等学校PTA連合会
一般財団法人沖縄県私学教育振興会
社会福祉法人日本保育協会沖縄県支部
沖縄県保育士会
沖縄県高等学校生徒指導研究会
沖縄県学校安全教育推進協議会
体力づくり沖縄県民会議
沖縄県教職員組合
独立行政法人日本スポーツ振興センター沖縄県支部

青少年・福祉関係団体

公益社団法人沖縄県青少年育成県民会議
社会福祉法人沖縄県社会福祉協議会
公益財団法人日本ボーイスカウト沖縄県連盟
公益社団法人ガールスカウト日本連盟沖縄県支部
公益財団法人沖縄県老人クラブ連合会
沖縄県公民館連絡協議会
社会福祉法人沖縄肢体不自由児協会
社会福祉法人沖縄県視覚障害者福祉協会
沖縄県知的障害者福祉協会
社会福祉法人沖縄県身体障害者福祉協会
公益財団法人沖縄県交通遺児育成会
沖縄県青年団協議会

その他関係機関団体

一般社団法人沖縄県経営者協会
一般社団法人沖縄県建設業協会
一般社団法人沖縄県銀行協会
日本赤十字社沖縄県支部
一般社団法人沖縄県医師会
沖縄県清涼飲料協会
沖縄県社交飲食業生活衛生同業組合
日本青年会議所沖縄地区協議会
沖縄県青年団協議会
全国共済農業協同組合連合会沖縄県本部
沖縄県消防長会
公益財団法人沖縄県消防協会
沖縄県人権擁護委員連合会
建設業労働災害防止協会沖縄県支部
沖縄県石油商業組合
一般社団法人沖縄県労働基準協会
沖縄弁護士会
沖縄県内各ライオンズクラブ
沖縄県内各ロータリークラブ
在日米軍沖縄事務所
沖縄県保護司会連合会
沖縄県飲食業生活衛生同業組合
一般社団法人日本損害保険協会沖縄支部
沖縄県酒造組合
一般社団法人沖縄県損害保険代理業協会
(以上 9 1 機関団体)

協賛団体

沖縄タイムス社	朝日新聞那覇支局
琉球新報社	毎日新聞那覇支局
琉球放送	読売新聞那覇支局
ラジオ沖縄	産経新聞那覇支局
沖縄テレビ	共同通信那覇支局
琉球朝日放送	時事通信那覇支局
エフエム沖縄	日本テレビ那覇支局
NHK沖縄放送局	日本経済新聞那覇支局
宮古新報	宮古テレビ
宮古毎日新聞	石垣ケーブルテレビ
八重山日報	
八重山毎日新聞	(以上 2 2 団体)

推進機関・団体の実施事項

県	<ol style="list-style-type: none"> 1 市町村、関係機関・団体等との連絡調整及び地域における交通安全運動推進の支援 2 ポスター・チラシ・懸垂幕等広報資料による啓発活動 3 ラジオ、新聞等マスメディアを活用した交通安全広報の実施 4 その他交通安全活動の推進
市 町 村	<ol style="list-style-type: none"> 1 推進会議の開催と地域住民に対する交通安全運動の周知 2 市町村広報紙（誌）等による地域住民への交通安全の啓発 3 交通指導員等との連携による街頭指導の実施 4 ポスター・チラシ、横断幕等広報資料による啓発 5 広報車等による地域内の交通安全広報の啓発 6 自治会放送等の有（無）線放送による交通安全広報の実施 7 各種の交通安全教育及び講習会の開催 8 老人クラブ等と連携したヒヤリ地図作製の推進 9 スクールゾーン・シルバーゾーン等の交通安全施設の点検 10 その他交通安全活動の推進
警 察	<ol style="list-style-type: none"> 1 飲酒運転や速度違反、暴走行為等、悪質性・危険性・迷惑性の高い違反の取締り強化 2 二輪車に対する取り締まりを強化し、正しいヘルメットの着用（あごひもの装着）の指導を徹底する 3 シートベルト・チャイルドシート使用義務違反に対する重点的・集中的指導取締りの実施 4 交通安全教育の実施 5 交通安全教育車（かりゆしⅡ号）を活用した高齢者及び児童・生徒等への交通安全教育の実施 6 ポスター・チラシ・懸垂幕等による広報啓発活動 7 地域交通安全活動推進委員による啓発活動の実施 8 交通安全施設の整備・充実 9 関係機関・団体に対する交通事故統計分析資料の提供 10 交通安全協会連合会（地区安協）等の関係団体との連携による各種活動の推進 11 その他交通安全活動の推進
教育委員会	<ol style="list-style-type: none"> 1 新入学（園）児童、生徒等に対する交通安全教育の徹底 2 P T A等との連携による登下校（園）時における街頭指導の充実 3 学校新聞や学級連絡票等による児童生徒及び保護者に対する啓発 4 シートベルト・チャイルドシートの普及の高揚 5 暴走族三ない運動の児童、生徒への周知徹底 6 広報活動その他交通安全活動の推進 7 高等学校における参加・体験・実践型の交通安全教室の開催

道路管理者	<ol style="list-style-type: none"> 1 定期的な道路パトロールの実施 2 交通安全施設の点検整備の実施 3 道路における障害物の除去等道路交通環境の整備 4 その他交通安全活動の推進
交通安全協会連合会 (地区安全協会)	<ol style="list-style-type: none"> 1 各地区交通安全協会（連合会）等との連携による推進 2 ポスター・チラシ、横断幕等による啓発 3 街頭広報車等による交通安全広報活動の実施 4 街頭指導活動の実施 5 推進機関・団体の行う各種行事に対する協力・支援活動 6 反射材用品及び高齢者運転標識の貼付・普及促進 7 シートベルトコンビンサーを活用したシートベルト着用意識の高揚 8 子供と高齢者の交通事故防止等重点事項に関するキャンペーンの実施 9 各種イベントを通じての参加・体験・実践型交通安全教育の実施 10 事業所における安全運転管理活動の促進 11 その他交通安全活動の推進
交通安全 母の会	<ol style="list-style-type: none"> 1 各種会合の場を利用した交通安全講習会、研修会の開催 2 家庭、地域に根ざした交通事故防止キャンペーンの推進 3 街頭指導の実施 4 高齢者のいる家庭などへの積極的な訪問指導の実施 5 その他交通安全活動の推進
その他 推進機関・団体 と協賛団体	<ol style="list-style-type: none"> 1 交通安全運動に伴う連絡会議の開催 2 職員等に対する交通安全運動の周知徹底 3 社内放送施設等を活用した広報の実施 4 広報誌（社内誌）等による交通安全の啓発 5 ポスターや立て看板等の掲出による広報 6 職員等に対する交通安全教育の徹底 7 その他交通安全活動の推進

各種運動のスローガン

飲酒運転四（し）ない運動

- | | |
|----------------|----------------------------------|
| 運転者は | ・運転するなら酒を飲まない
・酒を飲んだら運転しない |
| 家庭・地域では | ・運転する人に酒をすすめない
・酒を飲んだ人に運転させない |

安全運転5則

- | |
|----------------------|
| 1 シートベルトを着用し、安全速度を守る |
| 2 カーブの手前ではスピードを落とす |
| 3 交差点では必ず安全を確かめる |
| 4 一時停止で横断歩行者の安全を守る |
| 5 飲酒運転は絶対にしない |

高速交通安全5則

- | |
|----------------------|
| 1 シートベルトを着用し、安全速度を守る |
| 2 十分な車間距離をとる |
| 3 割り込みをしない |
| 4 わき見運転をしない |
| 5 路肩を走行しない |

車線を守る五つの基本

- | |
|-------------------|
| ・キープレフトの励行 |
| ・安全な速度の励行 |
| ・飲酒運転はしない |
| ・無理な追い越し、割り込みはしない |
| ・路上駐車をしない |

二輪車安全運転5則

- | |
|---------------------|
| 1 カーブの手前ではスピードを落とそう |
| 2 安全速度は必ず守ろう |
| 3 交差点では必ず安全を確かめよう |
| 4 急な進路変更や割り込みはやめよう |
| 5 ヘルメットは正しくかぶろう |

暴走族三（さん）ない運動

- | |
|---------------|
| ☆ 暴走行為をしない |
| ☆ 暴走行為をさせない |
| ☆ 暴走行為を見に行かない |

自転車安全利用五則

- | |
|----------------------|
| 1 自転車は、車道が原則、歩道は例外 |
| 2 車道は左側を通行 |
| 3 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行 |
| 4 安全ルールを守る |
| ○飲酒運転・二人乗り・並進の禁止 |
| ○夜間はライトを点灯 |
| ○交差点での信号遵守と一時停止・安全確認 |
| 5 子どもはヘルメットを着用 |

